

このように資料を抜粋しただけでも、イラク戦争開戦前に米・英が主導した国連安保理とサダム・フセインとの緊迫した交渉の状況が伝わってきます。

サダム・フセインが、過去に化学兵器を使用した事実があっただけに、査察に対する非協力や妨害の態度をイラクが強化すればする程、イラクの大量破壊兵器の開発・製造に関する疑惑が深まったことは間違いありません。

国連から派遣された少人数の査察チームが、広大なイラク国内を効率良く査察するためには、イラク側の協力は不可欠でした。また、査察に関する国連安保理決議を受諾した以上、イラクが国際社会に自らの潔白を証明する為には、査察に全面協力すべきだったのです。しかし、イラクが非協力だった為に、査察強化を目的に新設された「国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）」の報告でも、イラクの大量破壊兵器に関する疑惑は解消されませんでした。

イラクの大量破壊兵器疑惑が晴れない限り、サダム・フセインの意志ひとつで、再び、核開発が促進され核兵器保有国になる脅威、更には、隠蔽された化学兵器がアラブと敵対するイスラエルに向かって使用される危険性は高かったのです。

国連安保理決議を翻弄するサダム・フセインの政治手法の前では、国連そのものが機能しない状態が浮き彫りになったことも事実です。

国連憲章が掲げる崇高な理想を、無視して踏み躪ろうとする異端国家に対して、国連安保理決議がどこまで効力を発揮できるのか、根本的な問題を投げかけたのでした。

国際社会の異端児となる独裁者の行動に対しては、大多数の国家がこれに反発するものの、自国の国益を優先追求するが故に、この異端行動を支持し協力する国も出現します。

安保理での議案が採択されるためには、常任理事国五ヶ国が拒否権を発動しないことが不可欠ですが、このイラク問題に関しては、軍事・経済両面でサダム・フセインと結び付きの強い仏・露両国が、米・英の武力行使をも辞さない強硬案に最後まで反発しました。

独裁者の決断次第で国家意図（意志）を即時に決定する国家が、周辺諸国を

破壊攻撃する能力（戦力）を増強保持し続ける行為が、国連憲章第七章第三九条に規定する「平和に対する脅威」、「平和の破壊又は侵略行為の存在」に該当する限りにおいて、かかる国家は、現代国際社会の独立国家一九四ヶ国（国連に加盟している北朝鮮を含めた場合）のうち、一九二ヶ国が加盟する国連の安保理決議を遵守する義務があります。もし、安保理決議に従わない場合は、国連憲章第四二条規定の「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍、または陸軍の行動をとる」とのリスクを覚悟しなければなりません。

そうでなければ、第二次世界大戦後に世界平和を希求し、設立堅持してきた国際社会の柱石である「国際連合」が有名無実化し、世界は再び、国家の私利私欲だけが渦巻く混迷状態に陥おちいってしまうからです。

国家は、本来、自国民の「生存権」を保障しなければなりません。独裁国家においては、国民の生命が、時に、軽視され、簡単に奪われてしまいます。こうした国家には、弾圧・粛清の恐怖が常に存在する為に、国内からの政治体制改革が困難になるのが実情です。

「ベルリンの壁崩壊」、「東ドイツ独裁体制崩壊」、「ルーマニアのチャウシエスク独裁体制崩壊」、「ソ連共産党の独裁体制崩壊」の事例が示したように、独裁体制を打破し変革するまでには、永い年月を要します。

ソ連の共産党独裁体制は、成立から崩壊するまで七十二年間かかりました。その間に、強大な核戦力を誇示したソ連の脅威は、東西冷戦構造を生み、その枠組みの中で、米・ソの代理戦争が世界各地で生起して、無辜むこの人命が無慈悲に奪われたのは歴史上の事実です。

不幸な冷戦構造の中で、核兵器に対する米・ソ両国共通の恐怖認識が、核戦争を抑止・回避したことだけが、人類にとって唯一の救いでした。

サダム・フセインの独裁国家イラクの場合、もし、核兵器を保有し、あるいは、化学兵器を量産保有したならば、好戦的で非人道的なこの独裁者の下で、大量破壊兵器を使用した新たな戦争が生起する可能性は、極めて高かったと推察されます。

そして、この可能性を秘めた脅威こそが、イラクに対する最終通告とも云うべき、安保理決議第一四四一号（武装解除最後の機会宣告決議）に集約していたと考えるのが妥当です。

独裁者は、親衛組織で自らの基盤を固め、対外的に力（軍事力）を誇示することで、大多数の国民を支配するものです。

サダム・フセインの場合は、米国との外交駆け引きの中で自らの力を国民に

誇示するあまり、併せて、国連をも軽視したことが、結果として孤立を深め、同胞意識の強いアラブ社会の大多数をも敵に回してしまったと云えます。

湾岸戦争から十二年の間に、米軍の精密誘導兵器はその精度を格段に向上させ、防塵対策を強化した戦車は砂漠の中を長時間疾駆できるまでに改良されていました。この米軍戦力では、首都バクダットを陥落させるまで僅かに十九日間、ブッシュ大統領が五月一日に「大規模戦闘終結」を宣言するまで四十二日間しか要しませんでした。首都バクダットまでの「点と線」を確保する電撃作戦は、こうして一応成功しました。

マスメディアは、その後、イラク国内で大量破壊兵器が発見できなかったことを理由に、開戦を決意した米国のブッシュ政権（当時）を非難しましたが、国連安保理決議を無視し続けたサダム・フセインの外交姿勢と、その好戦的な資質で保持する軍事力が、国際社会に及ぼしていた脅威の大きさを冷静に勘案するならば、開戦決意が誤りだったとは、何人も断定できないのです。

大規模戦闘終結から三週間後の五月二二日には、米・英によるイラク統治を承認する国連決議第一四八三号が採択され、連合国暫定当局（C P A）が発足します。また、七月一三日には、イラク国民による統治評議会が結成され、翌二〇〇四年六月二日、イラク暫定政権が誕生しました。このイラク暫定政権の発足に基づき、C P Aは六月二八日、この暫定政権へ統治を移譲したのです。

統治委譲によって、イラクは主権を回復しました。この主権回復の時点で、サダム・フセインの独裁体制と、好戦的な戦力による国際平和に対する脅威とは、共に消滅したことになります。

国連憲章第四二条に基づく米・英連合軍による軍事行動は、この二〇〇四年六月二八日を以て、その目的を達成したのであって、直ちに終結すべきでした。サダム・フセインの独裁体制を自らの手では改変できず、米・英連合軍の武力に頼らざるを得なかったイラク国民ではありませんが、主権を委譲した後、

国内の治安維持をイラク国民自身に委ねるのが当然だったのです。

イラク国内に存在するイスラム教の宗派間対立、国内居留民族クルド人への対応は、イラク国民自身の問題であり、他国が政治介入することは、国連憲章第二条一項「加盟国の主権平等の原則」を破ることに他なりませんでした。

然しながら、米・英両国は、国連安保理の決議を後盾に、連合軍を派遣し

て「政治の継続手段としての戦争」に踏み切ったにも拘らず、主権委譲後も、治安回復を名目に駐留を継続し続けたことにより、国連憲章第二条の規定を自ら破る結果を招いたのです。これは、国連安保理決議に基づき軍事行動を起こした当事者として、国連憲章を軽視する行動であり、明らかに矛盾しています。

「戈を収める」時機を誤ったと云わざるを得ません。

歴史上の戦争では、何時どのように終結させるかの洞察なくして、開戦すべきではないとの、数多い教訓が残されています。

我が国の「大東亜戦争」、米国の「ベトナム戦争」の卑近な例からも、戦争終結の時期を誤った場合に、喪失する犠牲が如何に大きいかが判る筈です。

二〇〇九年二月、米国のオバマ大統領は、二〇一〇年八月末までに、米戦闘部隊約一〇万人をイラクから撤退させる旨発表しましたが、大規模戦闘が終結して七年後の二〇一〇年初頭に至っても、自爆テロが続発し、駐留米軍に対する攻撃が断続した状況は、主権侵害へのイラク国民の反発であり、兵力撤退の時期を誤った米政府の最大の失策と云えます。

注：二〇一〇年八月末、オバマ大統領の決断により米戦闘部隊の撤退が完了し、イラク国内での戦闘は事実上、終結しました。その後、駐留米軍は後方支援部隊だけを残していますが、この部隊も二〇一一年末までに完全撤退する計画です。ただ、二〇〇三年五月の大規模戦闘終結宣言からこれまでの間に、米国の兵員が四、〇〇〇人以上犠牲になった事実は、米国にとって癒しがたい傷跡を残したのです。

一方、イラク戦争の成り行きを凝視していた我が国は、国際協調の一環として、また、同盟国の米国を側面支援する立場から、大規模戦闘終結宣言後のイラクに、自衛隊を派遣しました。

この自衛隊派遣を決定した背景には、我が国が日米安保体制をより強固にしなければならぬ、北朝鮮の動きがあったことを理解しておく必要があります。

朝鮮戦争が休戦状態のままの朝鮮半島では、北朝鮮による挑発行為が後を絶ちませんが、我が国に対して脅威となった動きの概要は次の通りです。

一九九三年五月二九日 「ノドン」ミサイル発射（日本海中部向け）

一九九四年七月八日 金日成が死去

一九九七年十月八日 金正日が労働党総書記就任（全権力掌握）

- 一九九八年八月三一日 「テポドン」ミサイル発射（日本上空通過）
- 一九九九年三月二三日 能登半島沖不審船事案（「海上警備行動」発令）
- 二〇〇一年十二月二二日 九州南西海域不審船事案（保安庁巡視船が撃沈）
- 二〇〇二年一月二九日 米国ブッシュ大統領「悪の枢軸」演説（イラン・イラク・北朝鮮を名指して非難）
- 同 年六月二九日 韓国・北朝鮮両国の警備艇が銃撃戦
- 同 年九月一七日 日朝首脳会談（平城宣言）
- 同 年十二月二二日 核関連施設の再稼働発表
- 同 年十二月二七日 IAEA 査察官を国外追放
- 二〇〇三年一月一〇日 NPT 脱退宣言

\* 日本人拉致を公認

北朝鮮を巡るこれらの動きの中で、独裁者の金正日が自ら認めた日本人拉致の事実は、目的達成のためには手段を選ばない無法国家の実態を、世界に公表する結果となりました。かかる無法国家がNPT脱退を宣言し、核兵器開発の継続を公言したのですから、日本列島を射程に入れる弾道ミサイル（「ノドン」、「テポドン」）を保有する事実を考慮すれば、北朝鮮が我が国にとって最大の脅威になっていたのです（注：この状況は二〇〇一年四月でも変わりありません）。

この北朝鮮の脅威に直面していた二〇〇三年初頭、集団的自衛権を自ら放棄している我が国にとって、唯一締結している日米安保条約を、より強固にし、米国の「核の傘」の実効性を、より確実にする以外に、具体策はなかったのです。

この大局的視点から、米国との間で軍事面での関係強化を模索し、政府が自衛隊のイラク派遣を検討したのは、当然の帰結でした。

こうした国際軍事情勢の中、日本国民の国防意識はどうだったのでしょうか。

米・英両国とイラクとの軍事緊張が高まった二〇〇三年三月三日、「産経新聞」が興味深い「アンケート結果」を報じています。

対象者	：	全国の十四歳～十九歳の青少年五、〇〇〇人
設問	：	「日本が武力攻撃を受けたらどうしますか」
回答	：	降参する 一一二 %
		安全な場所に逃げる 四四 %
		非軍事的手段で交渉する 三一 %
		武器を執って戦う 一三 %

全体の五六%が「降参又は逃げる」手段を選択、「武器で戦う」が一三%、即ち、五、〇〇〇名の青少年の中から、約六五〇名が同胞を守る為に「戦う意志」を表しています。湾岸戦争当時、某大学教授が学生三〇〇名を対象に質問した際には、僅か一名しか「戦う意志」を表さなかった状況と比べれば、若年層の国防意識が変化している事実が窺うかがわれます。

この変化の背景には、北朝鮮の脅威に対する理解があると推測されます。

安全保障に関わるこのような国際・国内の環境の中で、日本政府はイラク戦争開始後、直ちに米国の行動を支持するものの、暫くは戦況を静観します。

しかし、二〇〇三年五月一日に大規模戦闘終結が宣言されると、日米間の関係強化、国際協調を視野においた、我が国独自の方策を検討し、その具現化を図りました。

七月二六日、国会は「イラク特措法（イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障支援活動の実施に関する特別措置法）」を成立させ、自衛隊のイラク派遣を準備します。

翌二〇〇四年一月から陸上・海上・航空自衛隊がイラクに派遣されました。派遣に際して、小泉純一郎総理大臣（当時）が自ら出発式に臨場し隊員を激励した姿勢は、イラク派遣の重要性を一般国民に強くアピールするとともに、安全保障の役割を国民に広く認識させる上でも大きな効果を挙げました。

ペルシャ湾に掃海部隊を派遣した当時とは、政府首脳の取り組む姿勢が明らかに違ったのです。

自衛隊の部隊派遣の概要は、次のとおりです。

#### 「陸上自衛隊」

イラク復興業務支援隊 二〇〇四年一月九日～二〇〇六年七月二九日

第一次～五次 計 五〇〇名

イラク復興業務支援群 二〇〇四年一月二六日～二〇〇六年七月二九日

第一次～十次 計 約五、〇〇〇名

後方業務隊

二〇〇六年六月二六日～九月九日

撤収支援 計 約一〇〇名

#### 「海上自衛隊」

輸送艦「おおすみ」・護衛艦「むらさめ」

二〇〇四年二月二〇日～四月八日 陸自隊員・車両等輸送業務

「航空自衛隊」

イラク復興支援派遣輸送航空隊

二〇〇四年一月～二〇〇八年十二月三日

第一次～十六次 計 約三、二〇〇名

イラク復興支援派遣撤収業務隊

二〇〇八年十二月三日～二〇〇九年二月一日

派遣輸送航空隊撤収後の残務処理 約一三〇名

イラク派遣部隊は、陸上自衛隊の第一次業務支援隊が二〇〇四年一月二〇日、イラク南部のサマーワに到着してから、航空自衛隊の撤収業務隊が帰国する二〇〇九年二月一日までの五年間、死亡者を出すことなく派遣を完了しました。

派遣の期間に、陸上自衛隊のサマーワ宿営地では、十三回に及ぶ迫撃砲やロケット弾による攻撃を受け、また、航空自衛隊の輸送機は離着陸の都度、対空ミサイルからの攻撃を回避する為に、難しい飛行技術を強いられました。

陸上派遣部隊の復興支援が、比較的治安が安定した地域での給水・医療活動・学校等公共施設の復旧に限られていたとは云え、イラク戦争に関わり部隊を派遣した各国で死者が相次いだ（大量の戦死者が出た米・英両国以外でも参加一九ヶ国で死者発生）事実にも照らしても、犠牲者「零」での全員帰還は奇跡に近い成果でした。

中でも、先遣隊として最初に宿営地を整備した一等陸佐 佐藤正久（「ヒゲの隊長」で名を馳せた。現参議院議員）を長とする部隊の苦労は、筆舌に尽し難いものがありました。

その後、派遣部隊は役割に応じて逐次交代ちくじしましたが、交代の都度、体験

した教訓を次の派遣部隊の準備訓練に活かしていった、自衛隊組織の強固な連係と柔軟性が、犠牲者（死者）を出さなかった大きな要因だと云えます。

加えて、日本政府が派遣撤収の時機を誤らなかつたことが、無用な死傷者の発生を防止したのは間違いありません。

イラク国内では不幸にして二〇一〇年二月の時点でも、自爆テロが後を絶ちません（注：この状況は二〇一一年四月現在でも変わりがない）が、我が国も関与したイラク戦争から明らかになるのは

『 独裁国家の意図的な暴走に対して、国連安保理決議の効力には限界がある事実 』

更に、重要な教訓は

『 独裁国家北朝鮮の核兵器開発・弾道ミサイルの脅威に対処する手段を持たない我が国は、米国の「核の傘」の実行力をより強化する為に、自衛隊の海外派遣を決断しなければならなかった事実 』

でした。

「 第十六回

（第五章 7 / 9）

了

）